

レンタルキャンピングカーにおける
新型コロナウイルス対応ガイドライン
(第1版)

日本カーツーリズム推進協会

令和2年8月6日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、レンタルキャンピングカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、各事業者が実施すべき基本的事項について整理したものである。

密集を避けながら自然を楽しむことができるキャンピングカーの旅は、with/アフターコロナで求められる新しい旅のスタイルに合致しており、今後注目度が上がるものと考えられる。レンタルキャンピングカー業界として、感染拡大の予防と、顧客への魅力的なキャンピングカーの旅の提供を両立していくことが、このガイドラインの趣旨である。

各事業者においては、本ガイドラインを参考にしながら創意工夫しながら効果的な対策を取って頂くとともに、有用な情報や事例について積極的な共有をお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望・ニーズ、事業者側の受入環境等をふまえて、必要な見直しを行っていく。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所内やレンタルキャンピングカー車両内等における顧客及び従業員の感染を防止するよう、努めるものとする。そのため、「三つの密」が生じてクラスター感染発生リスクが高い状況が発生しないように、対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1)社内体制・全般

①感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

②従業員の健康管理

- ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調

の変化が無いが重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、過去 14 日以内に政府から入国制限されているまたは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。

- ・発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針^{*1}等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

③従業員の通勤や勤務について

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休 3 日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行等により、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低 1 メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断 時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する
- ・オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン^{*2}等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- ・事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、

従業員に対して感染防止対策を周知する。

④事業所環境の整備

- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・従業員に対し、入社時・休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液等を配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・従業員及び顧客の検温のため、体温計（可能な限り非接触型）を備えておく。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を開け換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・顧客受付カウンター等、人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行う等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・事業所/店舗はアルコール溶液や市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤溶液を用いて清掃する。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベータのボタン、階段の手すり、カウンター、申し込み台、共用パソコン、筆記用具等などは、1日1回定期的にアルコール等消毒液で拭く。
- ・食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引く等により、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・トイレにハンドドライヤーがある場合、利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

⑤事業所への外部関係者の立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防

止対策を求める。

- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

⑥従業員に対する協力のお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。

(2) キャンピングカー貸出前・返却後の清掃・消毒

- ・車内清掃、車内消毒を徹底する（特にハンドル、ドアノブ、電気・家具・家電等のスイッチ、手すり、ごみ箱、トイレ等について）。消毒には次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノール、界面活性剤等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・上記清掃・消毒作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後には手洗いを徹底する。鼻水や唾液が付いている可能性のあるゴミを回収した際は、ビニール袋に密閉する。
- ・可能な限り、レンタル中に顧客が利用可能な消毒液や清掃シート、体温計を車内に備えておく。

(3) キャンピングカー貸出時の顧客対応

- ・可能な限り、予約前またはレンタル前に事前ヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、過去14日以内に政府から入国制限されているまたは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、利用をお断りする。
- ・レンタル料金の決済については、可能な限り、来店前にクレジットカード決済等により済ませておく。
- ・当日の対面での車両説明が可能な限り短くできるよう、可能な限り、車両の使い方・注意点等をまとめた動画・マニュアル等を事前に顧客に共

有し、事前に目を通しておいて頂く。

- ・可能な限り、出発当日の来店前または来店時に、顧客に体温・体調チェックを実施頂く。その結果、発熱（目安：37.5 度以上）や感染の疑いのある症状を呈している顧客には、レンタルを遠慮頂く（その場合はキャンセル料は徴収せず全額返金することが望ましい。）。
- ・顧客に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布等を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・事業所の従業員は必ずマスクを着用して接客する。顧客についても必ずマスクを着用して来店するよう事前連絡しておく（乳幼児は除く）。それでもマスクを忘れて来店した顧客については、事業所の使い捨てマスクを贈与する等して、可能な限り着用頂く。
- ・事業所入り口付近に手指消毒液を備えておき、顧客来店時に使用頂く。
- ・店舗建物が狭い場合は、可能な限り、1 グループ 1 人又は少人数での入店を店舗建物入口で呼びかける。
- ・受付カウンターなど店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや提示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。
- ・車内の換気方法について必ず説明し（窓の開け閉め、エアコンの外気換気モード等）、乗車中定期的に換気を行うよう顧客に伝える。
- ・顧客には、もしレンタル中に発熱（目安：37.5 度以上）や感染の疑いのある症状を呈する人が発生した場合はすぐに事業所まで連絡するよう伝えておく。
- ・「三つの密」が発生する場所には決して近づかないよう、顧客に注意喚起しておく。

(4) キャンピングカーレンタル中の顧客対応

- ・顧客より発熱（目安：37.5 度以上）や感染の疑いのある症状を呈する人が発生した旨の連絡を受けた場合、必要に応じて、保健所または医療機関の紹介、当該レンタルの中断等の対応を行う。

(5) キャンピングカー返却時の顧客対応

- ・返却前に顧客グループに体温・体調チェックを実施頂く。その結果、発熱（目安：37.5 度以上）や感染の疑いのある症状を呈している人がいる場合には、来店前に自宅等で降車頂く等の、必要な対応を取る。
- ・貸出時同様、事業所の従業員は必ずマスクを着用して接客する。顧客についても必ずマスクを着用して来店するよう事前連絡しておく。それでもマスクを忘れて来店した顧客については事業所の使い捨てマスクを贈与する等して着用頂く（乳幼児は除く）。
- ・貸出時同様、事業所入り口付近に手指消毒液を備えておき、顧客に来店時に使用頂く。

(6) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・すみやかに各地方運輸局と当協会に連絡する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②感染者がレンタルキャンピングカーを利用していたことが後日わかった場合

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・顧客が感染した旨を速やかに当協会に連絡する。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、使用した車両や事業所等の消毒を行う。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

③複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(7)その他

- ・保健所等の聞き取り等には必ず協力する。

*1：日本渡航医学会 日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等

https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID_19guide0511koukai.pdf

*2：厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」等

www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf

以上